

(案) 1

業 務 契 約 書

1. 業務の名称 博物館特別展に伴う与論グスク模型製作委託業務

2. 契 約 期 間 着 手 契 約 締 結 日
完 了 令 和 元 年 1 1 月 1 1 日

3. 契 約 金 額 一 金 _____ 円 也

うち取引に係る消費税額及び地方消費税は _____ 円也

(注)「取引に係る消費税額及び地方消費税額」は消費税法第 28 条第 1 項及び第 29 条の規定並びに地方税法第 72 条の 82 及び第 72 条の 83 に基づき算出したもので、業務料(保険料を除く)に 108 分の 8 を乗じて得た額である。

4. 契 約 保 証 金 免 除 (沖 縄 県 財 務 規 則 第 101 条 による)

上記業務契約について、沖縄県立博物館・美術館 館長 田名真之 (以下「甲」という) と (以下「乙」という) とは、次の条項によって業務契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として、本書 2 通を作り、当事者記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

令 和 元 年 月 日

甲 住 所 沖 縄 県 那 覇 市 お も ろ ま ち 3 丁 目 1 番 1 号
名 称 沖 縄 県 立 博 物 館 ・ 美 術 館
氏 名 館 長 田 名 真 之

乙 住 所
名 称
氏 名

(総則)

第1条 乙は、別添仕様書（以下「仕様書」という。）に基づき、頭書の業務（以下「業務」という。）を完了しなければならない。

2 前項の「仕様書」に明記されていない仕様があるときには、甲と乙が協議して定める。ただし、軽微なものについては甲の指示するところによるものとする。

(業務実施日程表)

第2条 乙は、契約締結の日から7日以内に、仕様書に基づいて業務実施日程を作成し、甲に提出しなければならない。

2 甲は業務実施日程表を受理したときはただちにこれを審査し、不相当と認めたときにはその理由を明示して、再提出を求めることができるものとする。

3 業務の性質または目的等によっては、甲の承認を受け分割して行うことができる。

(権利義務の譲渡等)

第3条 乙は、この契約によって生じる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又はこれを承継させてはならない。ただし、書面により甲の承諾を得たときはこの限りではない。

(再委託等の禁止)

第4条 乙は、契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

2 乙は、本契約の競争入札参加者であった者、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請け負わせてはならない。

3 乙は、契約の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、10日前までに再委託承認申請書を甲に提出するとともに、事前に書面による県の承認を受けなければならない。

4 乙は、前項により第三者に委任し、又は請け負わせた業務の履行及び当該第三者の行為について全責任を負うものとし、当該第三者が甲に損害を与えた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。

5 乙が第1項から第3項に違反したときは、甲は本契約を解除することができる。これにより乙又は乙が業務の一部を委任し、又は請負わせた第三者に発生した損害について、甲は賠償責任を負わないものとする。

(契約金額に関する帳簿)

第5条 乙は契約金額について他の経理と区別した支出に関する帳簿を備えるとともに、証拠書

類を整備保管しなければならない。

- 2 乙は、前項の帳簿及びその収支内容を証する証拠書類を、業務終了後の年度の翌年度から 5 年間保管しなければならない。

(業務の調査書)

- 第 6 条 甲は、必要と認めるときは、乙に対して業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。

(業務内容の変更等)

- 第 7 条 甲は、必要がある場合には、業務の内容を変更し、又は一時中止することができる。この場合において契約金額又は履行期限を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定める。

- 2 乙は第 2 条の日程に変更が生じ、契約金額を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定める。

(履行期限の延長)

- 第 8 条 乙は、業務の遂行に支障を及ぼす天候の不良その他のその責めに帰することができない理由又は正当な理由により、履行期限までに業務を完了することができないことが明らかになったときは、遅滞なく甲に対して履行期限延長を求めることができる。ただし、その延長日数は甲乙協議して定める。

(第三者に及ぼした損害)

- 第 9 条 業務の処理について第三者に損害を及ぼしたときは、乙の負担においてこれを賠償する。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合においては甲の負担とする。

(履行遅滞の場合における遅延利息)

- 第 10 条 甲は、乙が自己の責めに帰す理由により、納入期限内にその義務を履行し終わらないため、期間の延長を求めたときは、遅延日数に応じ、未済部分の契約代金の額に対し沖縄県財務規則第 109 条第 1 項で規定する率の違約金を徴収して承認することができる。ただし、天災、地変その他契約の相手方の責によらないものについては、違約金は徴収しない。

(検査及び引渡し)

- 第 11 条 乙は、業務を完了したときは、甲に対して遅滞なく業務完了報告書を提出しなければならない。

- 2 甲は、前項の業務完了報告書を受領したときは、その日から 10 日以内に目的物について検査を行わなければならない。

- 3 前項の検査の結果不合格となり、目的物について補正を命ぜられたときは、乙は遅滞なく当

該補正を行い、甲に補正完了の届け及び仕様書に定める書類等一式を提出して再検査を受けなければならない。

(契約金額の支払い)

第 12 条 乙は、前条の規定による検査に合格したときは、甲に対して契約金額の支払いを請求することができる。

2 甲は、前項の支払請求を受理した場合、支払い請求書が適法なものであるときは、その日から起算して 30 日以内に契約金額を支払わなければならない。

(甲の解除権)

第 13 条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 乙が正当な事由なく解約を申し出たとき
- (2) 正当な事由なしに業務に着手しないとき
- (3) 第 3 条、第 4 条又は第 6 条の規定に違反したとき
- (4) この契約の履行に関し、乙又はその代理人若しくは使用人等に不正があったとき

2 前項の場合において、契約保証金の納付を免除されているときは、乙は損害賠償金として業務料の 100 分の 10 相当額を甲に支払わなければならない。

(乙の解除権)

第 14 条 乙は、次の各号の一に該当する事由があるときは、契約を解除することができる。

- (1) 第 7 条の規定により業務内容を変更したため、業務が 3 分の 2 以上減少したとき。
- (2) 甲が契約に違反し、その違反によって業務を完了することが不可能となるに至ったとき。

(秘密の保持)

第 15 条 乙は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(かし担保)

第 16 条 乙は、成果の引渡しの日から 2 年間成果のかしを補正し、又はそのかしによって生じた損害を賠償しなければならない。

2 前項の規定による賠償額については、甲乙協議して定める。

この契約書に定めるもののほか、必要があると認めるものについては、甲乙協議してこれを定めるものとする。